

掛川市外2組合公平委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年4月21日

掛川市外2組合公平委員会

委員長（署名）

（別紙）

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成17年掛川市外2組合公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第1条中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改め、「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 請求者 処分を受けてその処分について審査請求をする者をいう。

第2条第3号中「不服申立人」を「請求者」に改める。

第3条第2項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第4条第1項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同項第1号及び第2号中「処分を受けた者」を「請求者」に改め、同項第8号中「処分説明書（」を「処分の理由を記載した説明書（」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第6条の見出しを「（審査請求の受理又は却下）」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（審理の計画的進行）

第6条の2 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項中「不服申立人」を「請求者（以下この条において「併合に係る請求者」とい

う。)」に改め、同条第2項及び第3項本文中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に改め、同条第3項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に改める。

第9条第1項及び第2項中「不服申立人」を「請求者」に改める。

第10条第1項中「その都度、」を「その都度」に、「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条第5項中「その指揮に従わない者の発言を禁止し」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 公平委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状況を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第12条の2 公平委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求者から第9条第2項又は第10条第2項に規定する反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 公平委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「請求者」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公平委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分者にその旨通知するものとする。

第14条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「請求者」に改

める。

第15条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「判定」を「裁決」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「判定する審査」を「裁決に対する審査」に改める。

第16条中「不服申立人」を「請求者」に改める。

第17条第1項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項中「判定」を「裁決」に、「3月以内」を「6月以内」に改め、同条第4項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第18条の見出し中「及び」を「又は」に改める。

第21条第1項中「判定」を「裁決」に改める。

第22条の見出しを「(審査費用)」に改め、同条中「及び再審の」を「(再審の場合における審査を含む。)に要した」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 公平委員会が職権で喚問した証人の旅費

第23条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第1条に規定する処分についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。